



# 鳥取県公報

平成16年10月12日(火)  
第7628号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	青少年に有害な図書類の指定 (756) (協働推進室) .....	1
	身体障害者福祉法による指定身体障害者更生施設等の指定の取消し (757) (障害福祉課) ...	2
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (758) ( " ) .....	2
	大規模小売店舗の新設の届出 (759) (経済交流課) .....	2
	公共測量の実施 (760) (管理課) .....	4
選管告示	選挙管理委員会の招集 (72) .....	4
公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者への公示による通知 (森林保全課) .....	5
	保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者への公示による通知 ( " )	
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管理課) .....	7

## 告 示

### 鳥取県告示第756号

鳥取県青少年健全育成条例 (昭和55年鳥取県条例第34号) 第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年10月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	種 別	図 書 類		
		題 名 及 び 号 数	発行記号等	表示された発行所名
6979	雑 誌	エルティーン Special VOL.65	雑誌 02822 - 10	株式会社 近代映画社
6980	"	実話ナックルズ 10月号	雑誌 04877 - 10	ミリオン出版
6981	"	漫画 実話ナックルズ 10月号	雑誌 18421 - 10	"
6982	"	BUBUKA 10月号 2004	雑誌 17885 - 10	株式会社 コアマガジン
6983	"	実話マッドマックス 2004 VOL.04	雑誌 11538 - 9	"

6984	"	特ダネ最前線 10月14日号	雑誌 21982 - 10 / 14	日本文芸社
6985	"	プレイコミック 18	雑誌 29574 - 9 / 23	秋田書店
6986	"	ウォー B 組 10月号	雑誌 11803 - 10	株式会社 マガジンマガジン

**鳥取県告示第757号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の30第1項の規定に基づき、指定身体障害者更生施設等の指定を取り消したので、同法第17条の31の規定により次のとおり告示する。

平成16年10月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定身体障害者更生施設等の種類	取消年月日
米子ワークホーム	米子市石井1223 - 1	身体障害者入所授産施設（通所事業）	平成16年9月8日

**鳥取県告示第758号**

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年10月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人 祥和会	西伯郡西伯町大字福成3293	どんぐり House	日野郡日野町根雨 858 - 1	地域生活援助	平成16年 9月30日

**鳥取県告示第759号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成16年10月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) マルイ車尾店

米子市車尾三丁目1140 - 1 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社マルイ 代表取締役 松田欣也  
岡山県津山市一方228
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
有限会社サンインマルイ 代表取締役 松田欣也  
鳥取市湖山町東一丁目122 - 1  
株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎  
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19 - 4  
有限会社アントレ 代表取締役 牧野久  
岡山県津山市一方228
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成17年 5月16日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3540.00m<sup>2</sup>
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
ア 位置 8の書類に記載のとおり  
イ 収容台数 171台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
ア 位置 8の書類に記載のとおり  
イ 収容台数 60台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
ア 位置 8の書類に記載のとおり  
イ 面積 136.07m<sup>2</sup>
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
ア 位置 8の書類に記載のとおり  
イ 容量 69.52m<sup>3</sup>
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
有限会社サンインマルイ 終日営業  
株式会社しまむら 終日営業  
有限会社アントレ 終日営業
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
ア 出入口の数 3か所  
イ 位置 8の書類に記載のとおり
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
有限会社サンインマルイ 午前6時から午後10時まで  
株式会社しまむら 午前6時から午後10時まで  
有限会社アントレ 午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日  
平成16年 9月15日
- 8 縦覧に供する書類

大規模小売店舗届出書及びその添付書類

9 縦覧に供する期間

平成16年10月12日から 4 月間

10 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目 1

米子市経済部商工課

11 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

**鳥取県告示第760号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成16年10月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 作業種類 公共測量（米子市公共下水道平面図作成業務）

2 作業期間 平成16年9月17日から平成16年12月17日まで

3 作業地域 米子市西福原及び陰田町

## 選挙管理委員会告示

**鳥取県選挙管理委員会告示第72号**

平成16年第14回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成16年10月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

1 日時 平成16年10月13日（水） 午後1時40分

2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室

3 議題

（1） 智頭町議会議員補欠選挙に係る審査申立ての審理

（2） その他

---

公 告

---

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成16年10月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成16年9月21日付鳥取県告示第685号）の内容  
（告示の内容）
  - （1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所
  - （2） 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - （3） 変更後の指定施業要件  
次のとおりとする。

木島可恵	八頭郡若桜町大字脊米字鳴谷642の15から642の17まで
森岡権太郎	〃
前住金藏	〃
前住岩藏	〃
前住長太郎	〃
山根藤四郎	〃
前住角藏	〃
森岡彌太郎	〃
君野良平	〃
山根安次郎	〃
奈羅尾太三郎	〃
森岡善三郎	〃
森岡重太郎	〃
奈羅尾市藏	〃
森岡作次郎	〃
川戸菊藏	〃
前住千太郎	〃
森岡長太郎	〃
山根久太郎	〃
森岡久太郎	〃

山根九藏	〃
山根重太郎	〃
山根八藏	〃
前住鶴藏	〃
奈羅尾傳四朗	〃
山根奥平	〃
山根源太郎	〃
山下清藏	〃
木島源太郎	〃
中尾弥恵二	〃
奈羅尾清藏	〃
森岡覚三郎	〃
奈羅尾とら	〃
森岡徳次郎	〃
山根要太郎	〃
熊谷周五郎	〃
清水英雄	〃
木島岩太郎	〃
山下伊三藏	〃
小倉敏道	〃
山下福藏	〃
森岡浅藏	〃
小倉清逸	〃
森岡萬藏	〃
武田市三郎	〃
村江眞喜三	〃
川戸吉藏	〃
小倉長太郎	〃
山下藤十郎	〃
山根政藏	〃
山根善次郎	〃
木島源太郎	〃
円井邦次郎	〃

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 若桜町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者及び関係人はいつでも下記の保管場所で通知を受けることができる。

平成16年10月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者の所有に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第33条第1項の規定により農林水産大臣が行った保安林の指定施業要件の変更の告示（平成16年9月10日付農林水産省告示第1690号）の内容  
（告示の内容）
  - （1） 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
次の表の左欄に掲げる森林所有者の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所
  - （2） 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - （3） 変更後の指定施業要件  
次のとおりとする。

池本 光治	日野郡日南町笠木字小笹奥3097の1
山浦 繁利	〃
池田 謙逸	日野郡日南町笠木字平田山3109
木下 千城	日野郡日南町笠木字槇林3112の1
山脇 寿治	〃
池田 謙逸	日野郡日南町笠木字尻無3177

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 日南町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

## 調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年10月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 工事概要
  - （1） 工 事 名 主要地方道鳥取港線地方道路交付金工事（道路改良）（千代橋旧橋撤去2工区）
  - （2） 工事場所 鳥取市古海
  - （3） 工事内容
    - ア 本件工事は、一級河川千代川に架かる主要地方道鳥取港線の旧千代橋の撤去を行うものである。
    - イ 河川区域内の工事であるため、濁水及び振動の対策に十分留意し、関係機関と調整を図る必要がある。
    - ウ 隣接工事が施工中であり、相互の連絡調整を十分に図る必要がある。
  - （4） 工事の規模、構造等

旧橋撤去工事	橋脚撤去	コンクリート取壊し	
		P15橋脚	128立方メートル
		仮設工（鋼矢板）	92枚
低水護岸工	土工		3,068立方メートル
		ブロック張工	948平方メートル
		仮設工（鋼矢板）	211枚
		仮設工（H鋼杭）	18本

(5) 工 期 平成16年10月から平成17年3月25日まで

(6) 予定価格 88,327,050円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 県内に本店を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

(4) 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成15年鳥取県告示第442号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事のA級及び解体工事に係るものを有すること。

(5) 平成16年10月12日（火）から同月20日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 平成16年4月1日（木）から同年10月20日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定手続を行っている者を除く。）でないこと。

(7) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(8) 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

ア 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。

イ 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

ウ 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であり、かつ、土木工事業について同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

## 3 技術資料の作成及び提出

### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年10月12日（火）から同月20日（水）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukyouji.htm>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

### ア 交付期間及び時間

平成16年10月12日（火）から同月20日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで



## イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

## (2) 技術資料の提出

本件工事に係る入札（以下「本件入札」という。）に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

## ア 提出期間及び時間

（1）のアに同じ。

## イ 提出場所

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課

## ウ 提出方法

持参又は郵送によること。なお、郵送による申込みは、書留郵便によることとし、平成16年10月20日（水）午後4時までには到着したものに限り受け付ける。

## (3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、本件入札に参加できる者を指名するものとする。本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

## 4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（電話番号0857-20-3593）とする。

(2) 技術資料が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。

(3) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 技術資料の提出は、本件入札への参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(5) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(6) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(7) 提出された技術資料は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(8) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。

(9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(10) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(8)の掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、2の(8)のアに掲げる基準を満たし、かつ、建設業法第27条第1項の規定に実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者を専任で配置することを求める。

(11) 技術資料を提出する者が1者のみの場合は、本件入札を中止する。

